



人委第28号

平成21年 5月15日

栃木県議会議長 青木克明様

栃木県知事 福田富一様

栃木県人事委員会委員長 郡司能熙

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する  
特例措置について

人事院は、5月1日、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、現下の諸般の情勢を勘案し、0.2月分を暫定的に凍結する勧告を行っております。

本委員会としても、国及び他の都道府県の動向等諸般の事情を総合的に勘案して、職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、国家公務員に準じて所要の措置を講ずる必要があると認めます。

よって、地方公務員法第14条の規定に基づき、別紙のとおり勧告します。

## 別紙

# 勸 告

本委員会は、職員の給与について次のとおり措置することを勧告する。

なお、本委員会は、1の(3)の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

### 1 改定の内容

#### (1) 期末手当及び勤勉手当

平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項並びに第20条の4第2項（栃木県公立学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

ア イに掲げる職員以外の職員 1.25月分（特定幹部職員にあつては、1.1月分）及び0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.85月分）

イ 再任用職員 0.7月分（特定幹部職員にあつては、0.6月分）及び0.3月分（特定幹部職員にあつては、0.4月分）

#### (2) 任期付研究員及び特定任期付職員

平成21年6月に支給する任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第20条第2項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

#### (3) 本来平成21年6月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と(1)及び(2)による期

末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

## 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。